

**【問い合わせ先】**

第四管区海上保安本部  
総務部人事課 課長 今泉 茂夫  
052-661-1611（内線 2130）



平成25年7月29日

**海上保安官の携帯する証票が変わります**

（昭和23年以来65年ぶりの抜本的改正）

海上保安官の携帯する証票は、海上保安庁が発足した昭和23年以来、その様式をほとんど変えることなく現在に至っております。

しかしながら、平成24年9月に海上保安庁法が改正されたこと等をふまえ、国民の皆様に対する認知度を向上させること等を目的として、この証票を抜本的に改正することといたしました。

新しい証票の様式等については、本日（7月29日）告示され、本年10月1日からの施行に伴い、同日より全国の海上保安官が携帯することになります。

**※参考**

証票・・・海上保安官の身分を示すもので、海上保安庁法に基づいて、海上保安官が任意の質問をする際等に携帯するもの（制服着用時を除く）。

（旧）



（新）



※本件については、海上保安庁からも広報の実施をしております。